

NARUTO CITY MASTER PLAN

-資料-



1 第七次鳴門市総合計画策定の経過

年 月 日	内 容
<令和3年度>	
令和3年8月20日～9月2日	市民アンケート実施
令和3年10月下旬～11月上旬	高校生アンケート実施
<令和4年度>	
令和4年4月21日	第1回総合計画策定委員会開催
令和4年5月12日	第1回総合計画審議会開催 第七次鳴門市総合計画を審議会に諮問
令和4年7月30日	まちづくり市民ワークショップ開催
令和4年8月9日	第2回総合計画策定委員会開催
令和4年8月24日	第2回総合計画審議会開催
令和4年10月7日	第3回総合計画策定委員会開催
令和4年10月18日	第3回総合計画審議会開催
令和4年10月27日	第4回総合計画策定委員会開催
令和4年11月2日	第4回総合計画審議会開催
令和4年11月15日	第5回総合計画策定委員会開催
令和4年11月24日	第5回総合計画審議会開催
令和4年12月27日 ～令和5年1月31日	パブリックコメント実施
令和5年2月7日	第6回総合計画策定委員会開催
令和5年2月13日	第6回総合計画審議会開催
令和5年2月16日	第七次鳴門市総合計画を審議会より答申

2 答申

令和5年2月16日

鳴門市長 泉 理 彦 様

鳴門市総合計画審議会
会 長 佐 古 秀 一

第七次鳴門市総合計画について(答申)

令和4年5月12日付け、鳴戦第95号で当審議会に諮問されました第七次鳴門市総合計画の策定について、活発かつ慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり「第七次鳴門市総合計画(案)」を取りまとめましたので答申いたします。

なお、計画の実施、推進にあたっては、鳴門市自治基本条例に定めるまちづくりの原則を十分にふまえるとともに、多様な媒体の活用によって情報の共有化を図り、市の魅力や優位性を市内外に向けて戦略的に情報発信することで、市のイメージや認知度を高めるとともに、地域の特性を活かした活力と魅力にあふれるまちづくりに努めるなど、下記の事項に留意し、将来都市像「ひとが輝き 持続可能な未来をひらく あらたな なる」との実現をめざし、最善をつくされますよう要望します。

記

1 市民が主役のまちづくりの実現

本計画の趣旨や内容について、あらゆる機会を捉え周知するとともに、情報の共有を積極的に行い、まちづくりに関する課題や目標を共有することなどによって、まちづくりを担う多様な主体の相互理解を深め、信頼関係のもと、市民参画と協働のまちづくりを進める体制の充実に努められたい。

2 戦略的な情報発信と地域の特性を活かしたまちづくりの推進

市民をはじめとする多様な主体が、愛着と誇りを持って鳴門市の魅力を伝えることができるようにするために、多様な媒体の活用によって情報の共有化を図り、市の魅力や優位性を市内外に向けて戦略的に情報発信することで、市のイメージや認知度を高めるとともに、地域の特性を活かした活力と魅力にあふれるまちづくりに努められたい。

3 市民参画の推進と総合計画の着実な実行

計画の推進にあたっては、市民との対話を重視し、常に市民の視点にたった施策の推進に努めるとともに、社会経済情勢の変化や国の制度改革等に十分留意した取り組みを進め、透明性の高い行政経営のもと、計画の進行管理、評価、見直しに努められたい。

4 審議会意見の尊重

当審議会の審議の過程において、各委員から述べられた、個別意見・提言については、計画の実施段階において十分配慮され、今後のまちづくりを進められたい。

3 鳴門市自治基本条例(平成 23 年 3 月 29 日条例第 1 号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 まちづくりの主体

第1節 市民等(第5条—第9条)

第2節 議会・議員(第10条・第11条)

第3節 行政(第12条—第14条)

第3章 まちづくりの原則

第1節 市民等の参画の原則(第15条—第20条)

第2節 情報共有の原則(第21条—第23条)

第3節 行政運営の原則(第24条—第28条)

第4章 雑則(第29条・第30条)

附則

私たちのまち鳴門市は、渦潮に代表される雄壮で風光明媚な自然環境に恵まれ、その恵みを生かした農業や漁業、製塩業や化学工業などの産業を築くとともに、古くから本州と四国を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。また、四国八十八ヶ所霊場巡礼の出発点として、お遍路さんへのお接待にみられるように人情味あふれる土地柄であり、人との出会いや結びつきを大切にしながら、地域の伝統や文化を育んできました。

このような先人たちが大切に守り続けてきた豊かな資産を将来にしっかり引き継ぐとともに、自分たちのまちに一人ひとりが希望を持ち、このまちに生きること誇りが持てる鳴門市を目指さなければなりません。

また、鳴門市を取り巻く社会環境が大きく変貌しつつあり、地球環境に配慮した循環型社会の創造、地域の課題の解決に向けた自治の推進、少子高齢社会への対応などに取り組んでいくことも求められています。

こうした背景のもと、私たち一人ひとりが、自らの役割や責務を自覚し、主体的に市政に参画するとともに、議会や行政の責務や特性を理解し、信頼し、また補完しあいながら、それぞれの持つ力を発揮して、まちづくりを進めていくことが必要です。

ここに私たちは、鳴門市の自治のあり方を明らかにし、市民等が主役のまちづくりを実現するため、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、鳴門市における自治のあり方や市民等及び市の役割等を明らかにするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民等の参画と協働を推進し、市民等が主役のまちづくりを実現することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 鳴門市の区域内(以下「市内」といいます。)に住む人をいいます。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- (3) コミュニティ 市内において豊かな暮らしをつくることを目的として形成する多様なつながり、組織及び集団をいいます。
- (4) 市民等 市民、市内で働く人及び学ぶ人、事業者並びにコミュニティのことをいいます。
- (5) 行政 市長その他の執行機関をいいます。
- (6) 市 議会及び行政をいいます。
- (7) 参画 市の政策に関する計画、実施、評価及び見直しの過程に主体的に参加し、政策の決定に加わることをいいます。
- (8) 協働 市民等及び市が、それぞれの役割や特性を理解するとともに、相互に尊重、また補完しあいながら、対等な立場で、それぞれの持つ力を発揮して課題の解決に向けて取り組むことをいいます。
- (9) まちづくり 市民等及び市が、まちをより良くしようとして行う活動のことをいいます。

(位置づけ)

第3条 この条例は、鳴門市におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を定めた最高規範性を持つものであり、市民等及び市は、誠実にこれを守らなければなりません。

(基本原則)

第4条 市民等が主役のまちづくりを推進するにあたっての基本原則は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 市民等及び市は、協働してまちづくりを推進します。
- (2) 市民等及び市は、それぞれの役割に応じ、主体的にまちづくりに取り組みます。
- (3) 市民等及び市は、市政に関する情報を互いに共有します。
- (4) 市民等及び市は、市民等の自治意識や市民自治の機運を育て広めていくよう努めます。
- (5) 市民等及び市は、一人ひとりの人権を尊重します。
- (6) 市は、市民等の市政参画の機会を保障し推進します。

第2章 まちづくりの主体

第1節 市民等

(市民等の権利)

第5条 市民等有するまちづくりに参画するための権利は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 政策の形成、執行、評価及びその評価の反映（以下「政策形成等」といいます。）に参画する権利を有します。
- (2) 市に意見、要望を表明し、又は提案する権利を有します。
- (3) 市政に関する情報を知る権利を有します。
- (4) 行政サービスの提供を受ける権利を有します。

2 市民等は、まちづくりへの参画又は不参画を理由として不利益な扱いを受けません。

（市民等の役割）

第6条 市民等は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重しあうとともに、協働によるまちづくりの推進に努めます。

2 市民等は、政策形成等に参画するにあたっては、自らの行動及び発言に責任を持ち、前条に規定する権利の行使にあたっては、これを濫用してはなりません。

3 市民等は、行政サービスを受けるにあたり、応分の負担をしなければなりません。

（子どもの権利）

第7条 市及び市民等は、子どもの権利等を尊重するとともに、まちづくりへの参画の機会確保に努めます。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、地域の環境に配慮し、安心して暮らせるまちづくりに努めるとともに、地域の活性化に寄与するよう努めます。

（コミュニティの役割）

第9条 コミュニティは、市民等相互の信頼にもとづき、相互に協力し、自主的に様々な課題の解決に向けて取り組み、まちづくりに努めます。

2 市民、市内で働く人及び学ぶ人並びに事業者は、コミュニティの担い手であることを認識し、これを守り育てるとともに、その活動に積極的に参画するよう努めます。

3 行政は、コミュニティの自主性、自律性を尊重し、その活動の多様性にも配慮しながら、推進支援及び連携を図るため、必要な施策を講じるよう努めます。

第2節 議会・議員

（議会の責務）

第10条 議会は、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決しなければなりません。

2 議会は、市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する権能を果たさなければなりません。

3 議会は、市民等に情報を公開し、開かれた議会運営に努めなければなりません。

（議員の責務）

第11条 議員は、公正かつ誠実に市民の意見を市政に反映するよう努めます。

2 議員は、議会活動に関する情報等について説明責任を果たすよう努めなければなりません。

3 議員は、市政の課題に関する調査及び政策提言等を積極的に行うよう努めます。

第3節 行政

（市長の責務）

第12条 市長は、この条例の趣旨にのっとり、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 市長は、市民の目線に立った市政運営に努めるとともに、市民等の意向を把握し的確な判断のもとで、効率的な市政運営を図らなければなりません。

3 市長は、市民等の自主的な活動を尊重するとともに、市民等との協働による施策、事業等の推進を図ります。

4 市長は、職員を指揮監督するとともに、その能力向上を図り効率的な組織運営に努めなければなりません。

（行政の責務）

第13条 行政は、市民福祉や生活環境の向上、教育や文化、産業の振興に努めます。

2 行政は、この条例の趣旨にのっとり、市民等の市政への参画の機会を確保し、市民等と協働して、まちづくりを推進するよう努めます。

3 行政は、市民等の主体的なまちづくりを支援し、協働してまちづくりを進めます。

4 行政は、市政について、市民等にわかりやすく説明する責任を果たします。

（職員の責務）

第14条 職員は、全体の奉仕者としての認識を持ち、公正、誠実かつ効率的にその職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、職務の遂行にあたっては、法令及び条例等を守らなければなりません。

3 職員は、市民等との意思疎通を通じて信頼関係の構築に努めます。

4 職員は、積極的に地域の課題解決に向けて努めるとともに、職務の遂行に必要な知識や技術等の能力開発等、自己研さんに努めます。

第3章 まちづくりの原則

第1節 市民等の参画の原則

（市民等との協働）

第15条 市民等及び市は、相互理解を深めるとともに信頼関係のもとに、協働してまちづくりを進めるよう努めます。

2 行政は、市民等との協働を進めるにあたり、市民等の自発的なまちづくりを支援するよう努めます。

（施策形成への参画）

第16条 行政は、施策の計画段階から、実施、評価、見直しまでの過程において、市民等の参画を得るように努めなければなりません。

（政策提案）

第17条 市民等は、より良いまちづくりを進めるために、行政に意見や提言を提出することができます。

2 行政は、市民等からのまちづくりに有用だと認められる意見や提言を、市政に反映するよう努めなければなりません。
(市民等の意見の聴取)

第18条 行政は、市政の重要な政策等の策定にあたっては、広く市民等の意見を募り、その意見を市政に反映するよう努めなければなりません。

(審議会等の運営)

第19条 行政は、審議会その他の附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」といいます。）の委員を選任する場合には、公募による市民等を含めるよう努めます。

2 行政は、審議会等の会議の内容を公開するよう努めなければなりません。

(市民投票)

第20条 議員及び市長の選挙権を有する者は、市政に関する重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して市民投票の実施を請求することができます。

2 市長は、市民の意思を確認する必要があると認める事案につき、前項の適法な請求があったときは、市民投票の実施に関し必要な事項を定めた条例を事案ごとに議会に提案しなければなりません。

3 市長は、前項に規定する条例について、議会において可決されたときは、市民投票を実施しなければなりません。

4 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重しなければなりません。

第2節 情報共有の原則

(情報の公開及び共有)

第21条 市は、市政運営について、更なる公正の確保と透明性を図り、市民等の参画と協働による開かれた市政を実現するため、保有する情報を積極的に公開するとともに、市民等との情報の共有に努めなければなりません。

(行政の説明責任)

第22条 行政は、市政に関する質問、意見及び要望について、積極的に受け入れ、適切かつ誠実に説明責任を果たします。

2 行政は、市政に関する苦情、不服等について、迅速に対応し、その解決に努めます。

(個人情報の保護)

第23条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民等の権利に対して、適正な措置を講じなければなりません。

第3節 行政運営の原則

(総合計画)

第24条 行政は、市政の運営を図るための総合的な計画（以下「総合計画」といいます。）を策定し、計画的かつ効率的に市政を運営しなければなりません。

2 行政は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行います。

3 行政は、総合計画を、必要に応じ見直します。

(行政評価)

第25条 行政は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施します。

2 行政は、実施した行政評価の結果を公表しなければなりません。

3 行政は、行政評価の結果を市政運営に反映しなければなりません。

(組織体制)

第26条 行政は、事務及び事業の運営が効率的に行われるとともに、市民等にわかりやすい機能的な組織づくりを行い、効率的な行政運営と行政サービスの向上に努めなければなりません。

(財政運営)

第27条 行政は、財政の見直しを常に進めるとともに、効率的かつ効果的な財政運営を行うことにより、財政の健全化に努めなければなりません。

2 行政は、保有する財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項について、市民等にわかりやすく公表しなければなりません。

(国、県及び他の自治体との関係)

第28条 市は、国及び徳島県との適切な役割分担のもとで、連携し協力します。

2 市は、行政運営上の課題の解決と行政サービスの向上を図るため、他の自治体と相互に連携し協力するよう努めます。

第4章 雑則

(実効性の確保)

第29条 市は、この条例の趣旨が実現されるよう、制度の整備に努めなければなりません。

(条例の見直し)

第30条 この条例を見直す必要が生じたときは、市民が参画する審議会等の意見を聞いたうえで見直しを行います。

附 則

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(平成23年規則第33号で平成23年11月1日から施行)

4 鳴門市附属機関設置条例(平成 25 年3月 27 日条例第2号)

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条に規定する組織として設置する附属機関(以下これらを「附属機関」という。)の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置等)

第2条 別表執行機関等の欄に掲げる本市の執行機関等(執行機関及び企業局長をいう。以下同じ。)の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担任事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織等)

第3条 附属機関の委員の定数、構成及び任期は、別表組織及び構成欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、必要に応じ部会又は分科会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(公募による委員の選任)

第4条 執行機関等は、附属機関の委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する附属機関については、この限りでない。

(1) 鳴門市情報公開条例(平成13年鳴門市条例第34号)第7条に規定する不開示情報に該当するものを取り扱う附属機関

(2) 委員に対し特に専門的な知識又は技能等を要求される附属機関

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員の公募が適当でないと認められる附属機関

(委員の再任)

第5条 附属機関の委員は、再任を妨げない。

(補欠委員の任期)

第6条 附属機関の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の公開)

第7条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、次に掲げる場合を除き、これを公開するものとする。

(1) 鳴門市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当するものを取り扱う場合

(2) 公開することにより、公正で円滑な議事運営に支障がある場合で、当該附属機関において会議を非公開とすると決定した場合

(会議開催の事前公表)

第8条 執行機関等は、会議の日時、場所その他必要な事項を事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

(会議録の作成及び公開)

第9条 会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。

2 公開で行われた会議に係る会議録は、これを公開するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第10条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償については、鳴門市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年鳴門市条例第22号)の定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営等に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

【略】

別表(第2条、第3条関係) ※抜粋

執行機関等	附属機関	担任事務	組織及び構成		
			委員定数	構成	任期
市長	鳴門市総合計画審議会	総合計画の策定及びその実施に関する重要事項を調査、審議すること。	30人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 公募による市民 (5) その他市長が必要と認める者	2年

資料

5 鳴門市総合計画審議会委員一覧

(50音順・敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職	備 考
市 橋 正 成	鳴門市民生委員児童委員協議会 会長	
恵 美 純 子	鳴門市人権擁護委員会 副会長	
大 岩 賢	鳴門市スポーツ協会 会長	
小 川 泰 範	鳴門市自主防災会連絡協議会 会長	
樺 山 賢太郎	鳴門市幼小中PTA連合会 会長	
川 人 章 博	徳島県政策創造部総合政策課 課長	
勘 川 一 三	一般社団法人鳴門市うずしお観光協会 理事長	
木 原 資 裕	公募	
五 島 寛 治	大麻町商工会 会長	
小 林 夕 貴	鳴門市子ども会連合会 役員	
佐 古 秀 一	国立大学法人 鳴門教育大学 学長	審議会会長
笹 豊 晴	鳴門市消防団 団長	
佐 藤 由 紀	鳴門市ボランティア連絡協議会 副会長	
曾 良 摩 弥	公募	
谷 口 清 美	鳴門市農業委員会 会長	
田 村 栄 二	公募	
富 田 純 弘	鳴門商工会議所 会頭	
長 野 正 直	鳴門市環境衛生組合連合会 副会長	
西 川 寛	NPO法人ふくろうの森 理事長	審議会副会長
濱 田 淳 子	鳴門市文化協会 副会長	
平 野 達 朗	公募	
福 山 徳	鳴門市水産振興協議会 会長	
藤 村 松 男	鳴門市社会福祉協議会 会長	
古 宅 雅 俊	一般社団法人鳴門板野青年会議所 理事長	
前 田 ユキ子	鳴門市老人クラブ連合会 副会長	
益 岡 道 義	鳴門市自治振興連合会 会長	
村 澤 由利子	鳴門日独友好協会 会長	
矢 野 壽美子	鳴門市婦人連合会 会長	審議会副会長
吉 田 茂 人	一般社団法人鳴門市医師会 会長	

6 鳴門市総合計画策定に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳴門市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の構成)

第2条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成するものとする。

(基本構想)

第3条 基本構想は、長期的な視点に立ち、本市の都市づくりの基本理念を示すものであり、本市の振興発展の目指すべき将来都市像及びそれを達成するために必要な振興施策の大綱を定めるものとする。

2 基本構想の期間は、おおむね10年程度とする。

3 基本構想は、総合計画策定委員会で調製し、鳴門市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に諮った後、市長が定める。

(基本計画)

第4条 基本計画は、基本構想で定めた将来像及び施策の大綱を具現化するための指針として、本市はもとより、国、県、公益事業体等の事業をも考慮し、体系的に定めるものとする。

2 基本計画の期間は、基本構想期間を前期と後期に分け、それぞれおおむね5年程度とする。

3 基本計画は、各部局の長等が作成した素案を総合計画策定委員会で調製し、審議会に諮った後、市長が定める。

(実施計画)

第5条 実施計画は、基本計画に掲げる事業のうち主要なものについての事業計画を定めるものとする。

2 実施計画の期間は、おおむね3年程度とし、ローリング方式により毎年度見直すものとする。

3 実施計画は、各部局の長等が作成した事業計画を企画総務部長が調製し、総合計画策定委員会に諮った後、市長が定める。

(審議会の委員任期)

第6条 鳴門市附属機関設置条例（平成25年鳴門市条例第2号）別表中鳴門市総合計画審議会の構成中における（2）及び（3）の委員がその職を失った場合は、任期中であっても委員の職を失うものとする。

(審議会の組織)

第7条 審議会に会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順序により職務を代行する。

(審議会の会議)

第8条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の関係者出席等)

第9条 会長は、必要があるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出等を求めることができる。

(総合計画策定委員会の設置)

第10条 総合計画の策定を計画的かつ円滑に推進するため、庁内に総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(策定委員会の所掌事務)

第11条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 総合計画の策定に関すること。

(2) その他総合計画の策定のため、必要な事項に関すること。

(策定委員会の組織)

第12条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長は、教育長、企業局長、政策監、行政改革推進監をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(策定委員会の会議)

第13条 策定委員会の会議は、委員長が必要と認めたとき招集する。

2 策定委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要と認める場合にあっては、意見又は説明を求めるため、関係職員を会議に出席させることができる。

(ワーキンググループの設置及び会議)

第14条 策定委員会のもとにワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは委員長が指名した者をもって組織し、そのリーダーは委員長が指名した者をもって充てる。

3 ワーキンググループの会議は、リーダーが必要と認めたとき招集する。

4 ワーキンググループのサブリーダーは、戦略企画課長をもって充て、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループの職務)

第15条 ワーキンググループは、総合計画の事務局案に対し、さらに調査・検討を加え計画素案を作成し、策定委員会に提

案する。

2 その他、策定委員会の所掌事務に関する個別的事項について命じられたことを処理する。

(ワーキンググループの資料提出要求)

第16条 ワーキンググループは、必要があるときは関係職員に対し資料提出、及びその説明を求めることができる。

(事務局)

第17条 審議会及び策定委員会の事務局は、戦略企画課に置く。

(雑 則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、総合計画の策定に必要な事項は委員長が別に定 める。

附 則

この要綱は、平成15年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第12条関係)

企画総務部長	市民生活部長	環境共生部長	健康福祉部長	都市建設部長
産業振興部長	企 業 局 次 長	消 防 長	教 育 次 長	議会事務局長

7 パブリックコメントの結果

(1) 募集期間：令和4年12月27日（火）～ 令和5年1月31日（火）

(2) 提出者数：2人

(3) 提出件数：5件

(4) 提出方法：直接持参1通、Eメール1通

(5) 意見等の反映状況

項目	件数
意見等を計画等に反映するもの	－
意見等が既に反映されているもの	2件
意見等を今後の参考とするもの	3件
意見等を反映する見込みのないもの	－

(6) 意見等の分類

項目	件数
計画全体	2件
序論	－
基本構想	－
基本計画	－
基本目標1 豊かな人を育むまちづくり	－
基本目標2 持続発展可能なまちづくり	1件
基本目標3 安全安心のまちづくり	1件
基本目標4 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり	－
基本目標5 活力あふれるまちづくり	1件
基本目標6 みんなで創る自立したまちづくり	－

鳴門市総合計画

～ ひとが輝き 持続可能な未来をひらく あらたな なんと ～

発 行 令和5年3月

発 行 者 徳島県鳴門市

〒772-8501

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170

編 集 鳴門市戦略企画課

T E L 088-684-1120